

資料7 法改正に伴い策定等が必要となる主な政省令等

特定動物関係

(指定種、許可基準、個体識別措置、許可の適用除外規定)

動物取扱業関係

(登録の拒否及び遵守基準、登録標識、動物取扱責任者研修会の実施基準)

各種飼養保管基準等関係

- 1 所有者明示措置の要領
- 2 犬ねこの引取り等要領
- 3 家庭動物及び展示動物の飼養保管基準
- 4 実験動物の飼養保管基準

基本指針関係

特定動物関係

1 概要

動物の危険性には地域差がないものであるが、現行制度は、必要に応じた条例規制であり、また、各自治体における特定動物の危害等防止対策には相違があったこと等から、特定動物による危害等防止の徹底を図るため、特定動物の飼養又は保管に当たっては、都道府県又は政令市の長の許可を必要とする全国一律の規制が改正法に盛り込まれたところ。また、その許可に当たっては、責任の所在等を明らかにするために、併せて個体識別措置が義務付けられたところ。

策定又は改定が必要となる事項

指定種（政令）

「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物」として政令で定めることとされている、その飼養又は保管に当たって許可が必要とされる特定動物の種の点検等（改正法第26条第1項）。

許可基準（省令）

許可のための基準となる、特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準の策定（改正法第27条第1項）。

個体識別措置（省令）

特定動物についてその許可を受けていることを明らかにするための方法として、個体識別手段の種類に関する基準の策定（改正法第31条）。

許可の適用除外規定（省令）

緊急避難行為としての保護収容を行う場合など、特定動物の飼養又は保管の許可を受けることを要しない場合の規定（改正法第26条第1項ただし書き）。なお、獣医療法に基づく診療施設において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合については、法律に基づき、既に許可の適用が除外されているところ。

改正法参照条文（抜粋）

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

（許可の基準）

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。

（以下、略）

（飼養又は保管の方法）

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

2 策定状況等

指定種（政令）については、平成12年9月に制定（約150属650種が指定されているところ）。また、許可基準（省令）、個体識別措置（省令）、許可の適用除外規定（省令）については、今回、新規に策定（これまでは、都道府県等が必要に応じて条例等で措置）。

3 主な検討課題

課題 規制対象となる種の追加の必要性（一部の自治体においては、政令指定種以外の種についても規制対象に組み入れ）

特定動物種の指定状況

政令指定種		条例による現行規制種
科名	種名	
1 哺乳綱		
(1) 霊長目		
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種	おまきざる科全種(愛知県 広島 県、名古屋、豊橋市)
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒビ属全種 マンドリル 属全種 ゲラダヒビ属全種 オナガザル属全種 パタスモン キー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドウク モンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全 種 リーフモンキー属全種	おながざる科全種(愛知県、和歌 山県、広島県、高知県、名古屋、豊橋市)
てながざる科	てながざる科全種	
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種	しょうじょう科全種(体長 100cm以上)(高知県)
(2) 食肉目		
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コ ヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカア カオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属 全種 ドール属全種 リカオン属全種	ディンゴ(東京都、高知県) いぬ科全種(イエイヌ、タヌ キ、キツネを除く)(愛知県、広島県、 名古屋、豊橋市、岡崎市) イヌ属全種(イエイヌを除く) (和歌山県、山口県)
くま科	くま科全種	
ハイエナ科	ハイエナ科全種	スナドリネコ(埼玉、東京都、滋賀 県、兵庫県、和歌山、山口) ベン ガルヤマネコ(東京都、滋賀県、兵庫 県、和歌山、山口) ジャガラン デイ(東京都、滋賀県、兵庫県、和歌山、山 口) マーブルキャット(東京都、 滋賀県) マヌルネコ、マーゲイ (東京都、山口) ボルネオヤマ ネコ、パンパスヤマネコ、コード コド、アンデスヤマネコ(東京都)
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャ ングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジ アゴールデンキャット オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種	イリオモテヤマネコ(山口) ネコ科(イエネコを除く)(広島 県、愛媛県、名古屋、豊橋市、岡崎市)
(3) 長鼻目		
ぞう科	ぞう科全種	ジャコウネコ科(広島、山口、愛媛 県、名古屋、豊橋市、岡崎市) マン グース科(愛知県、名古屋、豊橋市、岡 崎市) アフリカジャコウネコ(兵 庫県)
(4) 奇蹄目		
さい科	さい科全種	イノシシ科(コビトイノシシ、 ブタを除く)(秋田)
(5) 偶蹄目		
かば科	かば科全種	
きりん科	キリン属全種	
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種	

2 鳥綱		
(1) だちょう目		
ひくいどり科	ひくいどり科全種	
(2) たか目		
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル	
たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ	
3 爬虫綱		
(1) かめ目		
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種	
(2) とかげ目		
どくとかげ科	どくとかげ科全種	
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ	
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ	ボア科全種(茨城県、愛知県、名古屋 市、豊橋市、滋賀県、兵庫県、和歌山 県、広島県、山口県)
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種	政令種以外のなみへび科の有毒へび(東京都)
コブラ科	コブラ科全種	
くさりへび科	くさりへび科全種	モルバイバ科全種(東京都)
(3) わに目		
アリゲーター科	アリゲーター科全種	
クロコダイル科	クロコダイル科全種	
ガビアル科	ガビアル科全種	

課題 現在の規制実態を踏まえた、特定動物の性質、飼養目的等に応じた飼養施設等の基準や個体識別手段のあり方

飼養施設等に係る基準の例（特定外来生物法）

特定外来生物法施行規則（省令）

（特定飼養等施設の基準）

第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
 - 二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。
- 2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

特定外来生物法告示（施行規則第5条関係）「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」

（用語の定義）

第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（次条において「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - イ 土地その他の不動産に固定されているものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りではない。
 - ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。
 - ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ホ 二の出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
 - ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

- 二 「擁壁式施設等」 (略)
- 三 「移動用施設」 (略)
- 四 「水槽型施設等」 (略)
- 五 「人工池沼型施設等」 (略)
- 六 「網いけす型施設」 (略)

(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一～三 (略)

四 ケリュドラ・セルペンティナ(カミツキガメ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。
 - () 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 - () 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)
 - () 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
- (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
 - () 特定外来生物の種類

- () 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
- () 数量の増減に係る個体についての条件である(1)()から()までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左後肢皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一七八四号及び一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (2) 甲長が十五センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。)
- (4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
- (2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

五～ (略)

主な個体識別の手段

種類	特性	費用	主な導入事例
首輪	<ul style="list-style-type: none"> ・装着が簡単だが、小型の動物には装着不可。動物への負担は少ない。 ・表示できる識別情報量は多く、視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれあり。 	数百円～千数百円	一般的に普及
名札・鑑札	<ul style="list-style-type: none"> ・装着が簡単だが、単独では装着不可。また、小型の動物には装着不可。形状によるが動物への負担は少ない。 ・表示できる識別情報量は比較的多く、視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれあり。 	数百円	狂犬病予防法
刻印	<ul style="list-style-type: none"> ・施術に時間と動物への負担がかかる。哺乳類以外の動物には施術不可。施術後の動物への負担はない。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれなし。 	数千円	海外等で一般的に普及
足環	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。鳥類以外の動物には適用不可。動物への負担は多少ある。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれは少ない。 	数百円	鳥獣法
写真（外観）	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影は容易で、すべての動物に適用可能。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。動物への負担はない。 ・外観に特徴のない場合は個体識別が困難。 	数十円	一般的に普及
耳標	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。中型～大型の哺乳類以外の動物には適用困難。動物への負担は多少ある。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれが比較的ある。 	数百円	牛の個体識別措置法
マイクロチップ	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。ほとんどの動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）に装着可能。動物への負担は少ない。 ・チップ自体に格納できる識別情報量は少ない。15桁の番号を記号化して表記。視認不可で、専用の読み取り機器が必要。 ・脱落・破損・摩耗等の可能性はない。 	数千円	A I P O（動物ID普及推進会議）
D N A 鑑定	<ul style="list-style-type: none"> ・分析に時間がかかるが、ほとんどの動物に適用可能。動物への負担はない。 ・識別情報量は表示されず、視認不可。個体識別（同定）の際には、再検査（分析）が必要。 ・脱落・破損・摩耗等の可能性はない。 	数千円	J K C（ジャパンケネルクラブ）における犬の血統登録

首輪



刻印



名札・鑑札



足環



耳標



マイクロチップ



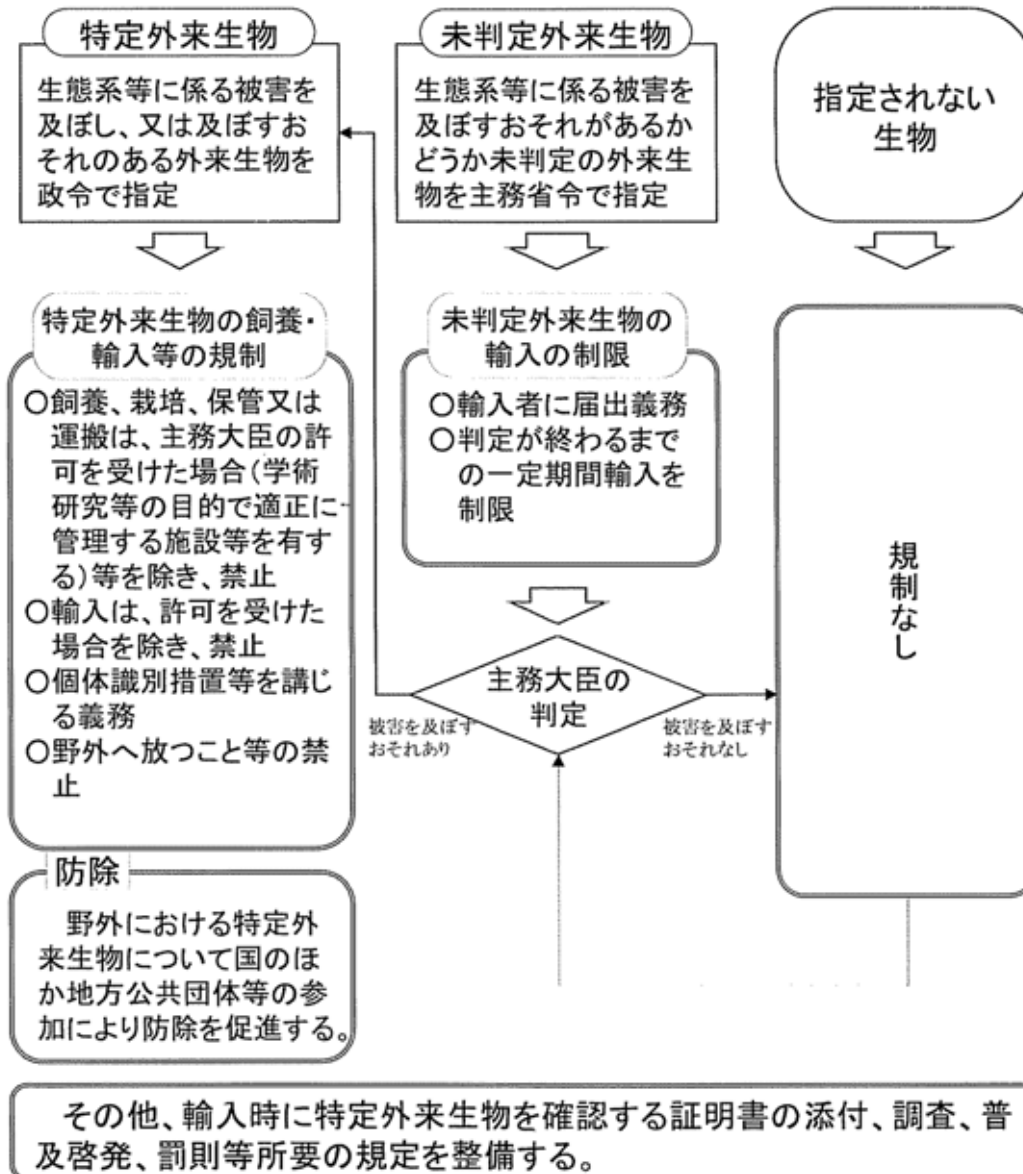
課題 危険防止の観点から指定された特定外来生物種の飼養等規制との重複の整理

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要

目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表



特定外来生物の指定（第一次）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）第2条第1項に基づき、下記37種類の外来生物を特定外来生物として指定する政令を4月22日に閣議決定。（平成17年4月27日政令公布、6月1日施行）

分類群	種名	種類数
哺乳類	<u>フクロギツネ</u> 、 <u>タイワンザル</u> 、 <u>カニクイザル</u> 、 <u>アカゲザル</u> 、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマングース、キョン	11種
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ	4種
爬虫類	<u>カミツキガメ</u> 、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、 <u>タイワンスジオ</u> 、 <u>タイワンハブ</u>	6種
両生類	オオヒキガエル	1種
魚類	チャンネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス	4種
無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種（セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ）	1科、4属 (5種類)
昆虫類	アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ	3種
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ	3種
	合計	1科4属 32種 (37種類)

下線を引いた種は、動物愛護管理法施行令(政令)により、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として指定されている種

動物取扱業関係

1 概要

現行の届出制に基づいて勧告・命令等を行っても改善がみられない悪質事例が存在していたこと、全般的に施設や管理の水準の向上が必要であるとして、全体の約12%の施設が改善指導を受けていたこと等から、業務停止命令等の措置を講じることができる登録制の導入、動物取扱責任者の選任及び研修の義務付け、インターネットによる販売等の施設を持たない業の追加や動物触れ合い施設が含まれることの明確化等の動物取扱業の範囲の見直し、鳴き声や臭い等の生活環境の保全上の支障を防止するための基準の遵守の義務付け等の動物取扱業の適正化のための措置が改正法に盛り込まれたところ。

策定が必要となる事項

登録の拒否及び遵守基準

動物取扱業の登録申請の審査に当たって必要となる、動物の健康及び安全の保持等に関する基準、飼養施設の構造等に関する基準の策定（改正法第12条第1項）。登録を受けた動物取扱業者が遵守しなければならない動物の管理方法等に関する基準の策定（改正法第21条第1項）

登録標識

登録を受けた動物取扱業者が掲げなければならない標識の内容等に関する基準の策定（改正法第18条）

動物取扱責任者研修会の実施基準

動物取扱責任者に受けさせるべき研修の内容等に関する基準の策定（改正法第26条第1項）

改正法参照条文（抜粋）

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係

る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
- 四 第十条第一項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（標識の掲示）

第十八条 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（基準遵守義務）

第二十一条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

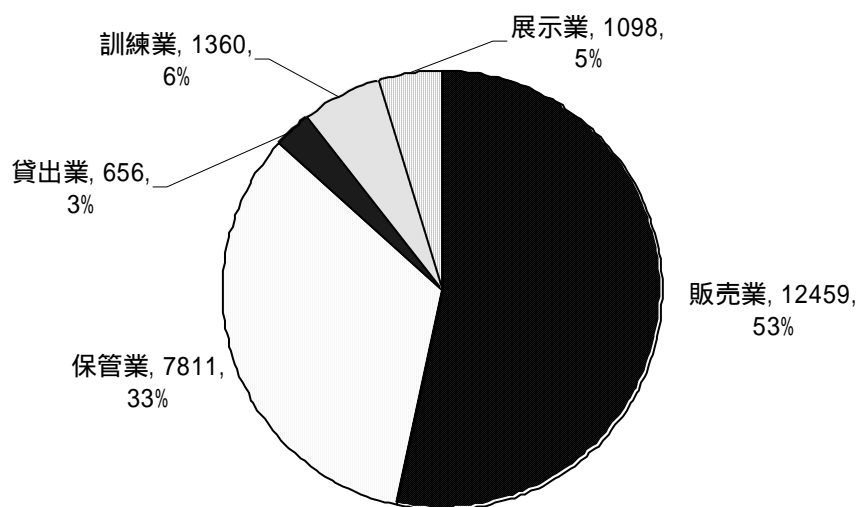
2 策定状況等

登録の拒否及び遵守基準、登録標識、動物取扱責任者研修会の実施基準については、今回、新規に策定（一部の自治体では、登録制や取扱責任者の選任の義務付け等を実施中）。なお、現行の届出制における動物取扱業者の遵守基準（省令）については、平成12年6月に制定。

3 主な検討課題

課題 現在の動物取扱業者の施設及び管理実態、自治体の事務執行体制等を踏まえた、実効性の高い登録の拒否及び遵守基準のあり方

動物取扱業の件数



総施設数 16,530（延べ数 23,384）（平成15年度）

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準

平成 12 年 6 月 30 日総理府令第 73 号

(用語)

第 1 条 この省令で使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(飼養施設の構造)

第 2 条 法第 11 条第 1 項の環境省令で定める飼養施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 飼養する動物の種類及び習性等に応じた飼養場所を確保するため、次の要件を備えていること。
 - イ 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたくなど日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有すること。
 - ロ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えていること。
 - ハ 過度なストレスがかからないような温度、通風及び明るさが保たれる構造であり、又はそのような状態に保つための設備を備えていること。
屋外又は屋外に面した場所にあつては、日照及び風雨等を遮る設備を備えていること。疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物を、必要に応じ適切に隔離できる設備を備えていること。
- 二 良好な衛生状態を維持するため、次の要件を備えていること。
 - イ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
 - ロ 衛生的な水を十分供給できる給水設備を備えていること。
 - ハ 洗浄及び消毒に必要な器具又は設備を備えていること。
 - ニ 飼料等を衛生的な状態で保管するための設備を備えていること。
 - ホ 汚物等を一時保管するためのふた付きの容器を備えていること。
- 三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次の要件を備えていること。
飼養する動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて動物の逸走を防止できる構造及び強度であること。床、内壁、天井及び附属設備は、突起物、穴、くぼみ及び斜面等で飼養する動物が傷害等を受けるおそれがないような構造であること。
- 四 次に掲げる動物取扱業者に係る飼養施設にあつては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる要件を備えていること。
 - イ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養する動物間での感染症や闘争の発生を防止するため、顧客の動物を個々に収容するための設備を備えていること。

- 展示業者にあつては、飼養する動物の習性及び生理に応じて運動場、水浴び場、砂場、営巣場、休息場等の設備を備えていること。

(動物の管理の方法等)

第3条 法第11条第1項の環境省令で定める動物の管理の方法等に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 動物の種類、習性等に応じた飼養が行われるよう、次に掲げる方法により管理を行うこと。

イ 飼養する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じた給餌及び給水を行うこと。

□ 異種又は複数の動物を同一飼養施設内で飼養する場合には、飼養する動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争の発生を避けるようにすること。

ハ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物については、隔離するなど過度なストレスがかからないようにすること。

ニ 親子共に飼養するなど、幼齢な動物の健全な育成及び社会化に努めること。

二 飼養する動物の衛生の確保並びに疾病及びけがの予防措置を講じるに当たっては、次に掲げる方法により管理を行うこと。

イ 新たな動物を飼養施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間他の動物と接触させないようにすること。

□ 飼養する動物の疾病及びけがの予防並びに寄生虫の防除等日常的な健康管理に努めるとともに、動物が疾病にかかり又は負傷した場合には速やかに必要な処置を行うこと。

ハ 必要に応じて獣医師による診療及びワクチン接種が行われるようにすること。

ニ 飼養施設及び設備又は器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、飼養する動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。

ホ ねずみ及びはえ、蚊等の害虫の侵入を防止するとともに、必要に応じて駆除すること。

ヘ 動物の死体は速やかに適正に処理すること。

ト 飼養する動物を輸送する場合には、衛生管理及び事故防止に必要な措置を講ずること。

三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次に掲げる方法により管理を行うこと。

イ 飼養施設の日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養する動物の数及び状態を確認すること。

□ 飼養する動物が逸走した場合の措置をあらかじめ定めておくこと。逸走した場合

には、その速やかな捕獲等に努めること。

八 地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置をあらかじめ定めておくこと。緊急事態が発生した場合には、速やかに飼養する動物の安全確保に努めること。

四 取り扱う動物の適正な飼養及び管理の方法並びに飼養する動物に起因する感染性の疾病に関する知識を習得するとともに、動物を飼養し又は管理する従業員等に対しそれらを習得させるための措置を講ずること。

五 次に掲げる動物取扱業者にあつては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる方法により飼養する動物の管理等を行うこと。

イ 販売業者にあつては、販売する動物の適正な飼養及び管理の方法並びに当該動物に起因する感染性の疾病に関する情報を購入者に提供すること。

ロ 販売業者にあつては、幼齢な動物については必要なワクチンの接種後に販売するように努めるとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

ハ 販売のために動物を繁殖させる販売業者にあつては、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めること。

ニ 貸出し業者にあつては、貸出し先において飼養する動物の健康及び安全の確保がなされるよう、契約等の際において当該動物の取扱い方法等についての情報を提供すること。

ホ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養する動物を搬出する都度当該飼養施設の清掃及び消毒を行うこと。

ヘ 展示業者にあつては、飼養する動物の健康を保持するため、観覧者が展示動物にみだりに食物を与えることができないよう必要な措置を講ずること。展示動物に食物を与えることを観覧者に認める場合には、認められた食物以外の食物が与えられることのないようにすること。

ト 展示業者及び販売業者にあつては、観覧者又は顧客が飼養する動物に接触することを認める場合には、動物に過度なストレスがかからないよう、当該動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

課題 ペット販売店、動物園、施設を持たないインターネット販売、出張訓練等の多様な業種・業態に対応した登録標識の内容や掲示方法、動物取扱責任者が備えるべき知識等のあり方

動物取扱業者の主な例

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養業者、 <u>施設を持たないインターネット等による販売業者</u>
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、 <u>美容業者(動物を預かる場合)</u> 、 <u>ペットシッター</u>
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、 <u>出張訓練業者</u>
展示	動物を見せる業(「ふれあい施設」を含む)	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、 <u>乗馬クラブ(「ふれあい」を目的とする場合)</u> 、 <u>アニマルセラピー業者</u>

下線部：改正法により、今後、新たに規制対象に組み入れられることとなる業者

自治体の責任者の研修内容の例（東京都）

（講習会の開催時間・内容）

主任者講習会

- ・動物の愛護及び管理に関する法令 1時間
- ・動物取扱業者が守るべき事項 1時間
- ・人と動物との共通感染症の予防 1時間

資質向上のための講習会

- ・法令の改正等の情報提供、トラブルに関する法的問題、人と動物との共通感染症の知識などに関する講習 2～3時間

自治体の標識の例（鳥取県）

動物取扱業登録証

登録番号		第 号
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
事業所	名称	
	所在地	
動物取扱業の種別		
主として取り扱う動物の種類		
動物取扱責任者の氏名		

登録年月日(変更の登録年月日) 年 月 日

職 氏名 印